



關係資料

○ 特別講演の記録

《体罰根絶に向けた教員研修》対象都内公立中学校・高等学校教員 約 900 人

日 程 平成 25 年 3 月 12 日 (火)・13 日 (水)

テーマ 「東京から Good Coach を発信しよう！」

講 師 東京都教育委員 瀬古利彦



○ はじめに

皆さん、こんにちは。

日頃の部活動の活動に、本当に東京都の子供たちのために、土日もなく一生懸命、頑張ってもらっていて私も非常に感動しています。これからますます、部活動が発展することをお祈り申し上げます。

今日は体罰の話ということで、あまり私もこういう話をしたくないのですが、一言これは、私も言わなければならない時期が来たので、今日こういう機会を設けさせていただきました。私も一言自分の考えを述べたいと思っています。私の考えが全てとは言いませんが、ただ、私の考えも聞いていただいて、これからの部活動指導の指針にしていいただければというように考えています。

○ 大阪市立桜宮高等学校部活動指導体罰事件について

昨年の大阪市立桜宮高校の体罰事件について、いろいろありました。また、桜宮高校だけではなく私の専門である陸上競技の名門学校も体罰の問題を起こしています。

桜宮高校の問題は、部活動の顧問が体罰を有効な手段であったかと思っただけでなく、また、学校では、バスケットボール部だけではなく複数の部活動でも体罰が横行していました。部活動で成績を上げているだけに、組織的に体罰指導を容認していました。強くなれば、どんな指導でもいいということが容認されてきました。

東京都も桜宮高校での部活動指導の体罰事件を受けて、調査をした結果、数校の類似した体罰が発覚しました。学校教育法第 11 条では、教師は必要などときには生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないと明記されています。体罰とは、殴ったり、蹴ったり、長い間正座をさせたり、立たせたり、ということが体罰に当たると書いてあります。体罰はしてはいけないことになっています。

昔は、私も、よく座らせられたり、授業中に立

されました。今は、それはだめです。もっとひどいのは、オリンピックを目指そうという人たちを教える指導者が体罰をしていたということは、もういかにばかりかと思えます。やってはいけない。私は幸いなことに、一度も殴られたことはありませんでした。私はもし殴られたら、陸上競技をやめていると思います。殴られてまで強くなりたいとは思わないし、殴られて黙っていません。

○ 選手から見た指導者の姿

私の中学や高校時代、顧問の先生たちは、私のことを本当にかわいがってくれて、1 回もたたいたり、殴ったり、罵ったりしたことはありませんでした。本当に幸せでした。

そして、大学に入って、私の恩師である中村監督に教えを請いました。私が教えてもらったのは 30 年から 35 年前になります。中村先生は、陸軍中野学校の憲兵隊長でした。戦時中は、人をたたいたりということが多分当たり前の経験をされた人だと思います。その監督が私を 1 回も殴りませんでした。私どころか、私の先輩や後輩も一人も殴ったところを見たこともないし、そういったことを聞いたこともありませんでした。

私は、大学 2 年生の時に福岡マラソンに出場しました。順位は 5 位でしたが、日本人の中で 1 番になりました。記者が「日本人で 1 番ですよ。これすごいですよ。」と 20 人ぐらい寄ってきました。私が座りながらインタビューを受けていたところ、中村監督が駆け寄ってきてくれて、「瀬古、良かったな。」と握手をしてくれました。

そしたらまずいことに、私が座りながら先生と握手をしてしまったら、「俺がこんなに一生懸命教えているのに、座って握手するとは何事だ。立ちなさい。」と言われました。そのときに殴られるかと思いましたが、殴りませんでした。

しかし帰ってから一週間くらい「お前は俺のことを先生とっていない。」と毎日言われ続けました。

いや、もう叩かれた方が楽だともありました。それでも殴らないで、私が分かるまで何回も同じことを繰り返すのが、中村先生でした。3時間ぐらいの説教は当たり前でした。もう、説教されて、二度とこんな目に遭わないように気を付けました。一発殴られて許してもらった方が本当に楽だと思ったことがありました。

○ 指導者として心掛けるべきこと

中村先生は、雨が降っても傘も差しません。私が40km、50km、70km、80km、一番長いときは88kmと私が走っている間、大体6時間から7時間くらいあってもその間、一度たりとも座ることがありませんでした。このとき中村先生は70歳位でした。先生疲れているだろうなと思い、大変だろうなと思いました。こんなに一生懸命私のために見てくれるなら、一生懸命走ろうと思う気持ちにさせてくれました。そういう信頼関係、そういうものがありました。

大体、一発殴ると、生徒たちは怖いから当然聞いてくれます。聞くから自分が大した指導者だと思ってしまう。そうではない。体罰は絶対に、絶対にやってはいけない。

私も指導者として20年間教えました。大学で学生も教えました。企業でも選手を教えました。言うことを聞かないと殴りたくなることが何回もありました。

例えば、私は、選手に「自転車や車なんか乗ったり運転したりしてはだめだよ。世界には小さいときから5kmも10kmも学校まで歩いて行く、そのような選手たちと競走するのだよ。自転車に乗ったり、車を運転したりして楽をしていたら、勝てないよ。」って、いつも言っていました。言わないと、選手は、私の前で平気で乗る。乗るなどと言っても乗る。ある選手は、「私は瀬古さんみたいに24時間集中することはできませんから、遊びは遊び、陸上は陸上で頑張りますから。」と自転車を乗ってきたことがありました。ぶん殴ってやろうかと思いましたが、殴りませんでした。殴ったら、私は選手に負けたと思っています。

まず、私の中で、殴るとか蹴るとかというものはありません。どうしてかというと、1回も殴られたり、蹴られたりしたことがないから、私はできないのです。「あの瀬古君は、優しいから、もっと厳しくして、たたいたり殴ったりしないから負けます。」と言われたこともあります。

私はそういうことだけはやらない。だったらもう、中村監督が私にしてくれたように同じことを何回も何回も言わなければ、本当の教育ではないと思います。

教えるのはマラソンと同じで、本当に42km走るのと同じで、地道に、もう地道に、やるしかないと思います。

指導者として、心掛けるべきことを四つ言います。

一つ目は、師弟間の信頼関係を築く。二つ目は、情熱を持って根気強く信念を伝える。三つ目は、科学的根拠に基づいて指導を行う。四つ目は、専門的な指導力です。

日本は、体罰というものが容認されてきました。私が学生時代や選手の頃には、体罰指導を実際受けたことを同僚から聞いたことがあります。私の同僚は、学生時代に自分が悪いわけではないのに、一列に並ばされて順番に先輩からパンパンとたたかれたと言っています。たたいた人間は、その先輩にたたかれたと言ったたく、そういう連鎖があるのです。そういうものを絶対に、この機会に排除する一番の機会だと思います。やられたからやるのではなく、もうやらない。私もやられたことがないから、絶対に人をたたきません。そういう指導者になってほしいと思います。

○ 新たなスポーツ指導の在り方への期待

柔道の創始者嘉納治五郎先生は、体育は身体を鍛えるだけではなく、自他共に道徳的に高めることができる。そして心身共に活動しながら、幸福に生きることができると言っています。

自殺者を出したり、恩師が体罰を与えるような指導では道徳的であるはずもなく、幸福になるわけがない。ぜひとも、このことを頭に入れていただいて、これから皆さんは指導に励んでいただきたいと思います。

そして、暴力のない、体罰のない、そういう指導をやっていただきたいと思います。そういう意味で、土日休みのない先生方も大変だとは思いますが、子供たちの未来のためにも、是非御指導をよろしくお願い申し上げます。

本日、私、こうやって生意気なことを言いましたけど、私の考えを述べました。これが全てとは言いません。是非、こういう考え方もあることを分かっていたら、これからの指導に役立てていただきたいと思っています。

本日は、ありがとうございました。

《部活動指導等の在り方検討委員会第2回》

日 程 平成25年4月18日(木)

テーマ 「選手のやる気を引き出す指導について」

講 師 佐倉アスリート倶楽部株式会社代表取締役 小出義雄



○23年間の高校教師時代を振り返る

実は私、23年間教員を勤めていました。毎日学校が面白くて、ほとんど休んだことないんです。在職中は、進学校である市立船橋高等学校に勤務しました。ここで子供たちに教えてもらうことがたくさんあり、非常にいい経験をしました。高校駅伝で一番になるという夢を持ってずっとやってきました。創立から一回も勝ったことなかったんですが、県で2連勝させてもらいました。長距離は個人プレーですから、30年後、40年後のトレーニングはどうかというのを想像しながら、いろいろなことをやっていくと勝つ。子供たちに、「おまえ、強くなるぞ。すごいな。」と褒めたり、「もうちょっと頑張れ。」とかですね。

市立船橋の付近は走るところがないんですが、歩道の横が1メートルちょっとあいている道でトレーニングやりました。2年半トレーニングをやれば、高校新記録が出るという予想をして、日本一のトレーニングを組んでみたんです。そうしたら、出場2回目で日本高校新記録で優勝しました。走るところがないとか、設備が悪いとか、関係ない。やり方一つで、どこでもできるんです。そういうこともいい経験させてもらいました。

教員22年目のとき、世界一裕福な国、日本で、いまだ女子のマラソンで一つも金メダルがとれていない。よし、小出がとらせるなんて生意気なこと思って、校長先生に言って思い切って辞めさせていただきました。

○トップアスリートとの出会い、かかわり

企業に入り、よし、金メダルとるぞ、と言うとき、有森(裕子)が入部してきたんです。最初、彼女の実績がなかったので入部を許可しなかったのですが、本人が、走れなかったら教育係として使ってくださいと。本人は学校の先生タイプで、ぴしっとして几帳面で曲がったこと嫌いで、私と全く逆なんです。ですから、大ゲンカを2回しました。ものすごい、もう引かない。ああ、こういうことをやっていたら育たないなと思って、即座に、“有森先生”に

したんです。有森が「監督、オリンピック連れてってください。」って言うので、日本で一番になるトレーニングを組んでみたんです。周りの人はその練習内容に驚き、きついか無茶しすぎと言いました。私は、練習が多いとか少ないではなくて、世界で一番になるために何をやらいいか考えたんです。足りないところを補わせることが大事なんです。その後どんどん力がついて、2回目のマラソンで日本記録に1分28秒、距離で500メートル破ったんです。私は有森に教えてもらいました。ああ、人並みにできない子供でもばかにしちゃいかんかって。詰まっている能力を引き出せばいいんだなって。

有森もQちゃん(高橋尚子)も運がよかったんです。「人間にはいろんな運があるんだよ、おまえはいい運を持ってるね。」って言いながらやると、みんな本気になって頑張るんですね。

Qちゃんは意気地はないけれど、本当に素直な子で、有森と全く対照的でした。「だめじゃないか。」と言ったら、体構えちゃって足がすくんでしまう。

お父さんは陸上を、お母さんも剣道をやっていたというんですが、この子は相当厳しく育てているなと思いましたね。だから、この子に構えさせちゃいけないなと思ったんです。最初に会ったとき、「あんたは、すごくいい、マラソンに向いている足をしている。」って褒めた。人間には必ずいいところがあるんです。いいところを褒めてやればいい。悪いことなんか言ったら全然何も役立たない。

Qちゃんが入部したきっかけは、高校の先生が勧めてくれたんです。その先生の恩師は、僕の教え子で、強くなるなら小出のところへ行けよっていうことで高橋を送ってくれたんです。当時、もし、僕が教え子(大学の監督)を殴っていたら、今のQちゃんと僕は巡り会っていなかった。あの時、殴らなくてよかった、暴力を振るわなくてよかったって、本当に思っています。Qちゃんには金メダルをとるプログラムを組んだんです。最初、世界記録から10分負けていたので、「Qちゃん、世界記録出そう、やってみようよ。」と言ったら、どんどん強くなっ

ていったんです。本人が夢をもってやり出したら、近づいてきたんですね。「すごい。2時間16分50秒出るよ。」と言うと、夢中になって、なんと1 Km15秒ずつ進んでいった。最初から無理じゃなくて、人間の体というのは鍛えることによって上手くなるんだなって、そういうことも実感しました。

○暴力で人は育たない

本当に23年間の教員生活でいろんな経験をさせていただいて、今いろいろなところで、褒めて育てるということになっているのですが、私は違うんです。褒めて育ててないんです。ただ、暴力をやらないうんです。褒めて育てるというより、夢を持たせるだけなんです。

テレビでプロ野球の桑田選手が「暴力はいけません。」と言っていたんですが、僕も、暴力では育たないと思う。殴られたら、中学のときに殴られても覚えている。このやろうと思う。そういう心を植えつけちゃだめだ。ああ、やっぱり頑張らなくちゃいけないなというような人生を歩ませた方がいいと思うんです。

グラウンドや体育館で先生が怒ってるというのは、これは、俺の練習が日本中で一番下手くそだからだよって、みんなに公言しているようなものです。怒って強くなんかならないんです。負けたらそこで終わり。やり直しはきかない。だからもっと前を見た方がいいと思うんです。

○指導者に期待すること

私が今、監督やコーチたちに言っていることは、選手一人ひとりの家庭環境や生い立ちは違う。今の子供たちはグラウンドにいただけでも偉いと褒めてほしい。遅かったり記録が出なかったりしても、それはおまえさん（指導者）の教え方が下手で、記録が出ないんだから、怒るんじゃないって。出てきただけで大したもの、そういう気持ちをもって指導すれば、必ず選手たちは頑張ってくれるよって、言っているんです。

また、監督やコーチに「五重人格にならなくちゃだめだぞ。いろいろな子とうまくやる、みんなそれぞれ生い立ちが違うから、性格違うから、そこを見極めてやらないとだめだぞ。」と言っているんです。子供も、親も先生も、みんな満足していくことが親御さんや先生の中には、一番いいのかと思います。どうせやるなら、みんなで楽し

くやった方がいいかなって思うんです。キャッチボールをしていて「何だ、こんなのとれないか」って言う人もいるでしょう。私は違うんです。「うわ、グローブにボール触ったよ。随分上達したな。」って、僕は褒めてあげるんです。そうすると、子供は、どんどん褒めてもらいたい、上手になりたいということで、自分からやるようになるんですね。これがとても大事なことです。監督、コーチの中にはそんなの生ぬるいって言う人もいると思います。でも、本当にやるならば、子供たちを気持ちよくやらせてあげることが大事じゃないかなって思うんです。選手も監督もコーチも、みんな気持ちよくやって世界一を目指した方がいいと思うんです。

それから、保護者と上手くやっていくことも重要です。子供たちをかわいがっているというような雰囲気を出すことが大事です。結果を出すのが一番勝ちなんですけど、保護者と上手くやっておくと、みんな周りはずうまくいく。だから、毎日楽しくできるんです。ただ、部活動ですから、部活動が好きの子供たちの集まりですから、厳しくやらないと勝てません。本当に勝つことをやらないと勝てないんです。

やっぱり殴っては、勝てない。そこをうまく持っていくのが部活動の先生の技量だと思います。

○育てる、見極める

小さいときにハードなトレーニングをやらせると、種目によっては、育たなくなります。精神的に切れちゃいます。マラソンの場合は、8年から10年、目一杯やると、そこで大体切れちゃいます。あとはもう趣味でやるとか、ここまでやったからいいやって自己満足してしまう。オリンピックのとき、一番ピークになるように、精神的、肉体的にもっていくことがいいのかなと思う。恐らく、卓球やボールを扱う球技系統は小さいときにやらせた方がうまくなると思うんですが、ただし、マラソンだけはそうはいかないと思います。ですから、その種目によって違うかもしれないがアスリート育成の対策もとらないと、やっぱり世界には置いていかれてしまうかなと思いますね。まだQちゃんみたいな子が日本には30~50人もいます。ただ、監督も気が付かない、親も本人も、周りも気が付かない。逸材はいます。そこをどのようにして見極めて、探していくことも課題だと思います。

《部活動指導等の在り方検討委員会第3回》

日 程 平成 25 年 5 月 14 日（火）

テーマ 「サッカーを通して見た日本のスポーツ文化」

講 師 （株）栃木ユナイテッド代表取締役 セルジオ越後



● 日本とブラジルのスポーツ環境の違い

昭和 47 年に初めて日本に来て、2 年だけいるつもりでしたけれども、もう 40 年、日本に住んでいるんです。

その当時、栃木県にある日本リーグ実業団に、サッカーと企業とかいろいろ体験するために来ました。なぜ 2 年が 40 年になったかというのは、スポーツだからじゃないかなと今、思っています。いろんなところに頼まれて、子供から大学生まで、一緒にボールを蹴って動くお手本として、ブラジルから来た技術を生で見せました。

日本の企業スポーツの難しさとして、経済危機でチームがなくなってしまう。生まれ育ったブラジルでチームがなくなるのは一度も見たことないのに。そして一回なくなったら、二度と戻ってこないんですね。チームがなくなるということは、一生懸命夢を持ってやっている子供の受け皿が減っていついていくということですね。これが日本のスポーツの一つの事情ですね。

僕の生まれ育ったブラジルでは、学校ではスポーツをやらないの。ブラジルでは、日本みたいに恵まれていない段階であったし、今でも多分、学校によって 2 交代で設備を使っているところが多いでしょうね。僕の時代は 3 交代ですね。当然、部活動はできないんですよ。だから、スポーツは外でやるんですね。社会の中、スポーツクラブ、あるいは行政がつくったところ、あとは勝手にみんな空き地で遊んだり、いろいろやって、同時に複数の種目をやったんですね。

ポピュラーなのね、ブラジルのスポーツは。なぜかというのは、ポピュラーというのは、誰でも、どこでも、いつでもできるということですね。組織化されているものは、誰か、どこか、いつかとなっているので、これが部活動ですね。だから、日本のスポーツは自由じゃないのね。僕が日本に来た当時は、水を飲んじゃいけない。

これは、指導者が悪いのではなくて、あまりにも知識不足だったということですね。あんまり専門じゃないし、自分の考えた知識でやっていた。それで、日本では根性論で指導していたんですね。今でもほとんど指導者の言葉は、子供が分かっていないんですね。集中しろとか、声を出せとか、声が小さいよとかね。これは、全然競技と関係ない。

● 日本のスポーツの変化

日本のスポーツはだんだん変化し出したんですね。プロ化し出したし、価値観が変わってきたんですよ。あとは、少子化が始まったんですね。日本は学歴社会で、やっぱり看板の大学に何かの形で、親も入れたくてしようがないの。そこで、高校の特待生で、大学に推薦で行くと親もほっとするんですよ。先生は神様に見えてしまうんですね。学校という制度より、その先生の熱心さでそれができているのよ。

僕が昭和 47 年に来たときは、まだ純粋な学校対抗だったんじゃないかなと思うんです。けれども、価値観が増えてくるんですね。そこにやっぱり、送る人の気持ちとか、勝ちたい気持ちとか、内蔵してきたということ、その変化の中で、子供のため、スポーツ大好き、もっと試合に勝ってほしい、もっとエスカレートして、日本が強くなってほしい、オリンピックでメダルとってほしいと。要求しているのは誰ですか、これを。だから、現場の人だけじゃなくて、みんながどこかで求めているかなということを反省しなくてはいけないと思うんですね。

国体では、指導者がいないから入れろ、チームがないからあの企業に全部集めろ、強化校に全部いい選手を集めろとかね。水戸黄門と地元国体って、共通点があるのね。地元が負けたことがないのよね。アンフェアでしょう。ある学校に、ものすごい県外から子供が集まるようになって、優勝したんですね。地元で、あそこはプロで、僕らはアマチュアと言い出したの。だから、自分たちがやっている国のスポーツというのは、時代に沿って点検したり、見直すということをもう少し考えてやらなくてはいけないと思うんですね。

● 地域に根付いたスポーツとは

国体の重要性というのは、地域に愛情を持たせるということですよ。僕が生まれた国ではものすごく地域性があるって、世界中でも、例えばボストンは絶対ニューヨークに負けたくないし、バルセロナはマドリードには絶対勝ちたいし、サンパウロはリオに負けたくないけれども、日本には、その地域の愛情ってないんですね。日本人は、

学校、企業と国しか応援しないの。地域が争って国が活性化するんですよ。

地域というアイデンティティーがあんまりないんですね。地域のライバル意識があれば、子供にそれが伝わって、愛国心が出て、それが国にも結びつく。そういうことができるようになったら、監視する人が増えて、僕は体罰のような問題は少なくなるんじゃないかなと思うんですね。

部活動のおかげで皆さん、日本はスポーツ文化がない国って、ご存じですか。日本は種目文化の国ですよ、ほかの種目は敵と思っているんですからね。スポーツ文化というのは、複数の種目に興味を持つということです、教育的にね。スポーツは人をつなぐはずなのに、無意識にスポーツで人を分裂させているのよね。地域との密着性って、あり得ないんですよ、これは。ワールドカップとかいろんなところに行ったら、種目別にユニフォームの色が違う国は日本ぐらいです。チームのユニフォームは旗であるんですよ。

● 日本のスポーツの課題と提言

僕は日本に来て初めて、「補欠」という言葉を覚えたのよ。僕の国では、「リザーブ」という言葉があるんですよ。リザーブは、ベンチで順番を待っているのよ。補欠は、スタンドで出番がないの。全てスポーツは、競争するチャンスをあげて、レベルアップさせるという、平等にすることがスポーツの義務ですよ。何かができたら、それなりにルールをある程度変えていかなければいけない。

練習もできない、試合もできない、それでスポーツをやっていると思いますか。

もう一つ、ブラジルでは、上手になったら練習できるというんですね。日本は、練習したら上手になるというの。基本的に、やればできるという、そんな楽なものじゃないです。だから、ならなかったから、失敗じゃないの、これ。みんな社長になれないし、みんな先生になれない。けれども、だから社会が美しいのよ。やらされる子をどうやめさせて、やりたい子をどうさせるかということ、これが学校の中で、非常に難しいよね。自分で選んだものは絶対やるのよ、子供って。けれども、やらされる子って、嫌な顔をしてやっているのよね。その矛盾が今、起きているんじゃないかなという感じがするんですね。求められる厳しさとか、それに応えなくてはいけない指導者とか、いろいろあるんですけども、一生懸命結果を出そうとする人が、一歩間違えて、そこに真面目さ一本で、結果を出さなかったらまずい、まずいと思いながら、一線を越えて、ちょっとよくないことを

やっちゃっているんじゃないかなという感じがしますよね。やっぱりそういう環境をどう整理していくかによって、こういう体罰の問題が解決されていくんじゃないかなと思うんですね。

スポーツもやっぱり、もっと長期的に考えて、選手にならない子には、どうスポーツをいい思い出にさせるということも考えなくては、難しいんじゃないかなという感じがします。部活動で勝たなくてはいけない使命のところで問題が起きているということですね。ただそこに巻き込まれているという子も、絶対選手にならない子がしごかれているのね。何で日本の学校では、生徒を選手と呼ぶんですか。学校にいる間は生徒でしょう。学校は、選手を育てるところじゃないですよ。教育するところなのよ。部活動だけじゃなく、授業でも結構起きているはずなのよね。これは教育の中で片づける問題であって、部活動と、あるいは、スポーツとあれと、何かごちゃ混ぜになったところがいけないということ。

もう一つ、学校によって、スポーツを指導している人は教員じゃないのね。だから、中途半端になっていないかということをもっと少し分析して、その方向性をどう変えていくとか、どういう線に並ぶとか、どういう評価をしていくとか、いろんなタイプの環境のスポーツ現場が日本の学校にありますから、そういうところもそれなりに見たらいいんじゃないかなと思います。

少子化に入ったし、子供が減っていく中に、学校的环境の中で全てやるというところじゃなくて、もっといろんなところでやっていく必要があるんじゃないかなと思います。水泳や体操などの個人種目が学校から独立して、やっていっているように。

ボランティアでやっている、日本のスポーツを支えている指導者たちは、今までこのやり方ですずっとやってきたのに、急に何でだめだと言われるのか意味がわからないと言っている。大変大事な貢献者である、指導の現場で悩んでいる人たちの声も聞いて、一方的に責めないで、一方的に小さくしないで、彼らがもっと自由に働いて、もっと羽ばたくように、いい方向をみんなで考えてやるべきじゃないかなと僕は思います。

2020年にぜひオリンピック、来てほしいのよね。世界中が日本に来て、交流ができて、世界中のいいところのスポーツを日本が取り入れて、それからまたスポーツを成長させていくという、いいチャンスじゃないかなと僕は思うんですね。だから、2024年でも、28年でも、新しい日本のスポーツ社会で、オリンピックを目指していくという社会をつくったら、いいきっかけじゃないかなと思います。

《東京都教職員研修センター夏季集中講座「絶対NO！体罰」》対象：教職員・保護者・都民約200人

日程 平成25年8月9日（金）

テーマ 「体罰に頼らないスポーツ指導」

講師 東京都教育委員 山口香 委員



○ スポーツとは本来自発的なものである

皆さん。こんにちは。

私の話は「体罰に頼らないスポーツ指導」ということで、なるべく現場の話をさせていただきたいと思います。

体育の先生ではない方も多いかと思いますが、指導ということで共通のところがあろうと思いますので、何らかの参考にしてもらえればと思います。

まず、ここに「やる気の源は？」と書いたのですが、スポーツは、そもそも、やはり自発的な活動であって、誰かに強制されてやるものではないというところが一つのポイントになるかと思っています。

では、スポーツの面白さというところから考えてみたいと思います。

皆さん、自転車に乗れたときの感覚って覚えていらっしゃいますか。どうやって乗れるようになったのか。大体、初めは補助輪で練習し、そのうち補助輪を取って誰かが後ろを持って押し、そのうち離す。それを何回か繰り返しているうちに、乗れたかと思っています。

でも皆さん。その中で、なぜ乗れるようになったのか分析できますか。何が変わったのか。スポーツというのは、基本的に面白さは、ここにあるかと思っています。できなかったことができるようになるという経験なのです。成功体験なのです。これは、トップアスリートも同じような面白さを求めているかと思っています。つまり、自分が人間としての可能性を追求しているところに面白さがあるというふうに考えていただければ良いかと思っています。

そこに何かを見付けたり、何かを越えたり、達成する、そういったものをやりたいという湧き出てくる欲求がスポーツには必要だということなのです。そして、そのパフォーマンスを高めるのは、やはり自らの欲求しかないのです。

お金がかかるスポーツや危険なスポーツであってもやっている人は、好きなんだろうなと思いますよね。お金のためや誰かに言われたからするのではないのです。自分があそこに立ってみたい、この体をもって克服してみたいという、本当に湧き出てくる欲求だから、苦しくても辛くても乗り越えることができるのです。

そのスポーツの面白さは、分かる人にしか分からない、その人の価値観で支配されていることを理解する必要があります。

○ スポーツにおいて暴力や威圧はなぜ悪いのか

今、問題になっている暴力、体罰と言われるものは、なぜ悪いのかというところを話したいと思います。

昔は良かったと思われ、なされていたことが、今になったら完全否定なんてことは、うさぎ跳びや水を飲んではいけななど、スポーツの世界でも山ほどあります。

その時代によって、求めるものが違う。時代が要請する、どういう人間を育成しなければならないのか、どういう人材が社会で求められているのか、それに合わせて教育の在り方であったり、伝え方であったり、接し方が変わっていくのは仕方がないかと思っています。

指導者が経験したことを子供たちに押し付けたからといって、必ずしも良い子供たちが良い大人、社会人に育っていくかという、そこは難しいかと思っています。

私たちが育った時代背景を見ますと、ある意味分かりやすい世代でありました。幸せや満足というものが、ある種、物で買えた、測れた時代であったのではないかと思っています。

頑張れば何とかなる時代であった。根性、我慢、社会の歯車となって働く人材が、日本が世界にごして戦っていくためには必要な時代であったかと思っています。

今の時代はどうでしょうか。物にあふれ持っていない物がないと言われる時代、幸せや満足が分かりにくくなった時代に、子供たちは生きているのではないかかと思っています。

これからの子供たちに必要なものは、根性や我慢だけでは生きていけない。それ以上にクリエイティブな発想であったり柔軟な発想であったり、そういったものを生み出すことができるような子供たちに教育していかなければならないのではないか。スポーツの最終目標はどこにあるかということ。スポーツというのは、スポーツを通して自分が何を得て何を学んで、そしてそれを社会人になったときに、どうやって社会に還元できるかが重要であります。

その還元する方法を私たちはスポーツを通して教えていき、良き社会人を、良き人間を私たちはスポーツを通して生んでいくのだという気持ちで教えていかななくては、彼女たちの将来はありません。

指導者は、その先にあるものを見越して、何が必要かということを知っていかなくてはならないのです。

○ スポーツを行う価値とは

スポーツを行う価値は、自律や自立の二つに、私は大きな意味があるかと思っています。

現在行われているスポーツは、ほとんどが近代スポーツと言われるもので、そこにはルールやマナーがあります。

特にイギリスでは、エリート養成のために、スポーツが教育として非常に貢献していますし、価値があると言われています。

例えば、ゴルフで求められていることは、セルフジャッジであり、自分を律する強い気持ちを身に付けなさいということなのです。社会に必要な人間とは、他人が見ていようといまいと自分が良き行いだと思うことを淡々とする。

それが社会に要請されるエリートであり人材である。それをゴルフという競技を通して、自分を律する力を身に付けなさいということです。しかもジャッジするのは自分自身なのです。そういったことを考えると、何を求めているのか分かるかと思います。

また、ラグビーでは、監督は、試合のとき観客席にいます。選手は、意見が異なってもみんなと話し合っ折合いをつけて少しずつ進めていきます。正に社会の縮図で、ラグビーを通して、味方を信じて少しずつ進む社会の構造を学びなさいと言っているのだと思います。

実は、柔道の創始者である嘉納治五郎も「自他共栄」と言っています。自分一人では決して強くなることはできない、相手とともに頑張っていく、だから相手を尊重しなさいと強く言っています。

なぜ暴力が悪いのか、このスポーツの価値や意味を考えれば明らかだと思います。つまり、スポーツの意味は、自分を律する力や自分で立つ力を求めているのに、その意味を理解しない指導者が暴力を行うことは、選手がなぜスポーツをやっているのか分からなくなってしまう。今度は、殴られなければやらなくなってしまうのです。暴力や体罰には、一瞬の効果があるものの、一回その効果に頼ると、常習性をもってしまうのです。

○ やる気を引き出すコーチングとは

人間は、負けることで学ぶことができるのです。知恵に変えることができます。他の動物は負けると、怖さを知ってしまった、もう戦うことができなくなるそうです。

ただし、人間であっても、自信は、相手に勝つことや自分に克つことでしか得ることができない。成功体験を一つ一つ増やしてあげることが指導者の仕事であると思います。それができるようになっていくと、変っていくのではないかと思います。

選手の気付きを増やしてあげる良い問いかけとは何か。

コーチングに必要なスキルであると思います。

私は、良い指導者とは選手にとって一番の解説者でありたいと思います。指導者の仕事は、一生懸命やっている選手に対し、時間を巻き戻して振り返させ、気付けさせることである。そして、選手が自問自答できるようになることが重要であると思っています。良い気付きを選手たちに与え

る、そういう質問を上手くしているかどうか、指導者は自分に問いかける必要があるかと思います。

そして、選手のやる気の方角を見定める。指導者は、自分の物差しで子供のことを考えてしまうが、やっている選手の目標ややる気との方向が違うことが多々あります。湧き上がる欲求があれば言わなくても、子供たちは取り組むはずで、それを殴らなければやらないのであれば、方向が違うのではないかと指導者は考えなければならぬと思います。その子が伸びたいと思っている方向に、やりたいと思っている方向に手を貸してあげる、導いてあげることが必要だと思っています。

指導者は、選手は思い通りにいかないという前提を踏まえることが必要です。選手に影響を与えようと思っはならない。指導者ができることはわずかで、その選手の人生のごく一部でしかないのです。誰に手伝ってもらっても、誰に助けてもらっても、その子のためになるのであれば、受け入れる気持ちの余裕が指導者に必要です。

指導者の方々によく話をしていることですが、指導者自身のメンタルヘルスも重要です。自分が幸せですと他人も幸せにしてあげようと思っは、自分が不幸であると何となく100%相手に向かい合えないと思います。人と向き合う職業の人は、体の管理、心の管理も必要です。

私の教え子たちが訪ねてきて、いろいろと話してくれるとき、私はふと思うのです。金メダルを取らせることが私の役割で、この子の人生を輝かせることができると思っはいました。金メダルを取らせることができなくても、教え子たちは、自分の生活を築いて十分輝いているではないか、「先生に教わって良かったと思います。柔道やって良かったと思います。」と言ってくれます。何年か先に、どこかで、自分なりのメダルを取ることができて輝いてくれたら、それは私たちがその子の人生に関わることができた大きな成果だと考えるようにしています。

指導というのは本当に難しく、ストレスも多いことと思っはいます。サッカーのフランス代表監督が言った言葉ですが、「学ぶことをやめたら、教えることをやめなければならぬ。」正にそうだと思っはいます。指導者は選手や子供たちに多くのことを求めます。でも私たちも選手や子供たちに応えられるよう、日々何かを学ぼうという姿勢をもちながらやっていくと、きっとメンタルヘルスも保ちながら、良い指導ができていくのかなというふうに考えています。

いろいろな話をさせてもらいましたが、日々本当に現場で大変な思いをされながら、指導している先生方には感謝の気持ちで一杯です。その先生たちの頑張りが必ず子供たちの成長を助け、そしてその子供たちの将来につながっていると信じていますので、頑張っていただきたいと思っはいます。どうも御清聴ありがとうございました。

○ 関係通知

24 教指企第 1018 号

平成 25 年 1 月 17 日

都立学校長 殿

東京都教育委員会教育長

比留間 英人

(公印省略)

適切な部活動指導の推進について (通知)

部活動は、生徒の個性・能力の伸長や健康増進・体力向上に寄与するのみならず、思いやりの心や自主性・社会性を育て、豊かな人間関係や生涯学習の基礎をつくる上で極めて重要な教育活動であり、都教育委員会は、その教育的意義を踏まえて部活動の推進に努めているところです。

今般、大阪市の高等学校において、顧問教諭からの体罰により生徒が自殺するという痛ましい事件が発生し、部活動における体罰が社会問題となっています。

体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されている違法行為です。体罰は、行き過ぎた指導ではなく、明らかに暴力行為であり、教員が教育的指導の名の下に体罰を行うことは、絶対にあってはならないことです。

教育活動の一環として実施される部活動においても、顧問教諭のみならず、外部指導員や OB (卒業生) 及び生徒を含め、部活動指導にかかわるすべての人間が、体罰は決して許されるものではなく、暴力行為以外のなにものでもないという認識を共有しなければ、体罰の根絶には至りません。

つきましては、改めて部活動の教育的意義と顧問教諭等の果たす役割について確認するとともに、体罰等の根絶について周知徹底を図り、生徒の意欲を高めるなどの適切な部活動指導による健全育成を推進するようお願いします。

問合せ先

- 教育庁指導部指導企画課 (体育健康教育担当) 鯨岡・白井
電話 03 - 5320 - 6887 ファクシミリ 03 - 5388 - 1733
- 教育庁人事部職員課 鈴木・倉富
電話 03 - 5320 - 6839 ファクシミリ 03 - 5388 - 1731

都立学校長 殿

東京都教育委員会教育長

比留間 英人

(公印省略)

暴力的指導の根絶に向けた取組の推進について（通知）

大阪市立高校における、顧問教諭の体罰を背景とした生徒の自殺という痛ましい事件を受け、本年 1 月 21 日から 3 月 15 日まで、都内全公立学校を対象とした体罰等実態調査を実施し、5 月 23 日の東京都教育委員会定例会において本調査の最終報告をしたところです。

調査の結果、平成 24 年度中に 146 校で 182 人の教職員等による体罰の実態が判明しました。今回の調査で、「つかっとなってたいてしまった。」という一時的な感情による体罰や、「部活動においては、たたくことも指導の一環である。」とした体罰など、これまで潜在化していたものが浮き彫りとなりました。

また、極めて不適切な指導を行った教職員等は、335 校で 542 人にのぼり、児童・生徒から、教職員等による暴言は、暴力以上に精神的苦痛を与えているとの訴えもありました。

体罰をはじめ、暴力、暴言等の不適切な指導、ハラスメントを含む暴力的指導は、児童・生徒の心身を深く傷つける行為であり、いかなる理由があろうと認められません。

つきましては、この度の調査結果を契機として、各学校において、下記事項に御留意の上、児童・生徒への指導内容・方法の改善・充実に努め、全ての教育活動から暴力的指導を根絶していくための取組をより一層推進するようお願いいたします。

記

1 暴力的指導の根絶に向けた重点的取組

暴力的指導を「しない、させない、許さない」の 3 ない運動の展開

2 取組の期間

平成 25 年 6 月から平成 26 年 3 月まで

3 具体的な取組例

(1) 「しない」

ア 校長は、職員会議や校内研修等あらゆる機会を捉えて、体罰禁止を周知徹底する。

イ 毎年 7 月に設定しているサービス事故防止月間を体罰防止月間と位置付けて研修会等を行う。その際、事例研究やチェックリスト（人事部で作成中）を活用し、暴力的指導が児童・生徒に及ぼす影響を踏まえた望ましい指導の在り方を追究する。

ウ スクールカウンセラーや専門医等と連携を図り、怒りの感情をコントロールするスキルを身に付けるための校内研修を実施する。

エ 部活動指導では、適切でわかりやすい言葉を用い、生徒の活動意欲を高める指導を行うことなど

について、顧問会議等で共通理解を図る。

(2) 「させない」

- ア 校長は、自己申告書に基づく面接の機会等を捉え、教職員一人ひとりが児童・生徒に対して暴力的指導を行わないことを確認する。
- イ 部活動指導では、特定の顧問教諭の指導に頼りがちなため、閉鎖的・独善的な指導に陥ることのないよう、副顧問や外部指導員の役割分担を明確にするなどして、校内体制や指導体制を確立する。
- ウ 校長は、外部指導員に対して、学校の指導方針、生徒への指導の在り方、雇用関係、権限と責任等について説明する。
- エ 顧問教諭は、外部指導員による指導の状況把握を行う。

(3) 「許さない」

- ア 校長は、全校集会等において、教職員や生徒間の暴力的指導は許されないということなどについて講話し、暴力的指導を受容する意識や態度の変容を促す。
- イ 学校評価アンケートや学校運営連絡協議会等を活用し、暴力的指導の根絶に向けた学校の取組について周知するとともに、暴力的指導に対する保護者等の意識を確認したり意見を聞いたりするなど、家庭・地域と連携した取組を推進する。
- ウ 教職員、児童・生徒及び保護者に対して、都教育委員会が開設した公益通報弁護士窓口について周知し、学校内の「法令違反等の不適正な行為」（教職員の不正行為、体罰など）に対するコンプライアンス体制を充実させ、暴力的指導を許さない風土の醸成を図る。

4 今後の予定

体罰根絶に向けた総合的な取組については、部活動指導等の在り方検討委員会において検討し、8月を目途に取りまとめる予定ですので、予め御承知置きください。

〔問合せ先〕

教育庁指導部 鯨岡・白井・勝嶋・青木
電 話 03 - 5320 - 6887
ファクシミリ 03 - 5388 - 1733
教育庁人事部 飯島・倉富・豊岡
電 話 03 - 5320 - 6839
ファクシミリ 03 - 5388 - 1731

平成 25 年 5 月 28 日

都立学校長 殿

教育庁指導部体育健康教育担当課長

鯨 岡 廣 隆

(公印省略)

部活動において体罰等の暴力的指導が行われた場合の対応について（通知）

大阪市の高等学校における、顧問教諭からの体罰により生徒が自殺するという痛ましい事件の発生を受け、体罰等実態調査に御協力いただき感謝申し上げます。

調査の過程においては、都立高校においても、部活動指導における暴力的指導が判明しています。体罰事案が発生した場合、各学校においては、それぞれ校長の判断のもと、その後の対応や事務処理に適切に対応していただいているところです。

しかし、部活動指導における体罰事案発生後の、加害顧問教諭の措置、当該部活動の活動、その後の対応等に関する規程等がないため、学校により加害顧問教諭の取扱や部活動指導の継続などについて差異が生じています。

このため、今回は、加害顧問教諭の措置に関する基本的考え方を、別添のようにとりまとめたので、学校において適切に御対応くださるようよろしくお願いします。

問合せ先

教育庁指導部指導企画課

統括指導主事 勝嶋憲子

指導主事 青木 薫

電話 03-5320-6887 FAX03-5388-1733

部活動における暴力的指導の対応に関する基本的考え方

(暴力的指導には、暴力、暴言、不適切な指導、ハラスメント等を含む。)

平成 25 年 5 月 教育庁指導部

顧問教諭の暴力等が発覚した場合、校長は、以下を基本として適切な対応を行うよう努める。

I 初動段階

暴力的指導の疑いが発覚

- (1) 部活動において、当該顧問教諭と関係生徒の接触を禁止する。
- (2) 関係する生徒に、接触禁止の事情や状況について説明する。
- (3) 部活動や大会参加等については、生徒の不利益にならないよう配慮する。

II 確認・確定段階

事実確認・事故報告

- (1) 当該顧問教諭、生徒及び関係者等から事実関係を聴取する。
- (2) 「事故発生報告等事務処理要綱」等を踏まえ、事実関係を聴取し記録する。
- (3) 当該顧問教諭の非違行為が判明した場合には、所轄の学校経営支援センター所・支所に一報し、事故報告書を作成する。
- (4) 当該顧問教諭に対し、部活動指導を禁止する。

III 対応段階

体罰等非違行為が判明後（懲戒処分等の処理は別途行う。）

- (1) 加害顧問教諭に猛省を促し、反省状況を把握する。
- (2) 加害顧問教諭を伴い、被害生徒・保護者への謝罪を行う。
- (3) 加害顧問教諭に、「誓約書」や「部員育成の具体的方策（内容・方法等）」を提出させる。
- (4) 生徒の心身への被害が重大な場合、加害顧問教諭には部活動指導を行わせないなどの別途の取扱いを行う。

IV 復帰段階

部活動指導開始までのプロセス

- (1) 加害顧問教諭の指導への復帰について、生徒・保護者の理解を得る。得られなければ指導に当たさせない。
- (2) 加害顧問教諭の反省状況や生徒の心理状況等を総合的に判断して、部活動指導を許可する。
- (3) 指導場面に他の顧問教諭を立ち合わせるなど、複数での指導体制を整える。

V 経過観察段階

部活動指導開始後

- (1) 加害顧問教諭には、校長等管理職に対して定期的に指導状況を報告させる。
- (2) 部活動の指導状況を経過観察する。
- (3) 生徒・保護者から、加害顧問教諭の指導状況について聞き取りを行う。
- (4) 加害顧問教諭に、部活動指導者講習会等の教員研修会参加を奨励する。

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平(印影印刷)
文部科学省スポーツ・青少年局長
久保公人(印影印刷)

体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)

平成24年度に発生した体罰の状況について、実態把握の結果を別添のとおり取りまとめたところですが、全国の国公私立学校における体罰の件数が6700件を超え、これまで、体罰の実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めています。

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。

体罰防止に関する取組については、これまでも「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(平成25年1月23日付け24文科初第1073号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)」、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(平成25年3月13日付け24文科初第1269号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)」において示してきたところです。今回の実態把握の結果を踏まえ、厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃してこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図る必要があります。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人学長にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、実態把握の結果について連絡するとともに、改めて体罰根絶へ向けた取組を点検し、更なる強化を図るようお願いいたします。

記

1. 体罰の未然防止

(1) 体罰禁止

校長及び教員(以下「教員等」という。)は、決して体罰を行わないよう、校内研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底し、懲戒・体罰の区別等のより一層適切な理解を深めること。

教育委員会は、体罰の未然防止を徹底するため、学校の管理職、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の教員等を対象とした実践的な研修の実施等の所要の措置を行うとともに、必要に応じて体罰に関する懲戒処分基準の見直しを行うこと。

教育委員会及び学校は、体罰根絶の指導方針について保護者や地域住民等と認識を共有するよう努めること。

(2) 組織的な指導体制の確立と指導力の向上

学校の管理職は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込

んだりすることのないよう、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の教員等による組織的な指導を徹底すること。

教員等は、児童生徒理解に基づく適切な指導ができるよう、日頃より指導力の向上に努めること。また、たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、児童生徒が安心して学べる環境を確保すること。

(3) 部活動指導における体罰の防止のための取組

中学校及び高等学校では「部活動」において最も多くの体罰が報告されていること等に鑑み、部活動における体罰の防止について特に留意する必要があること。

教育委員会及び学校は、平成25年5月27日に取りまとめられた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動の指導者（顧問の教員、外部指導者）による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取組を実施すること。

2. 徹底した実態把握及び早期対応

(1) 体罰の実態把握

教育委員会及び学校は、実態把握の方法が十分であるか点検し、日頃から主体的に体罰の実態把握ができる方策を講じ、継続的に体罰の実態把握に努めること。

(2) 報告及び相談の徹底

学校の管理職は、教員が体罰や体罰と疑われる行為（以下「体罰等」という。）を行った場合に、教員が管理職等へ直ちに報告や相談を行う環境を整備すること。教育委員会は、体罰等が発生した場合に迅速に対応できるよう、生徒指導担当部局とサービス担当部局との適切な連携体制等を整備すること。

体罰等の報告・相談があった場合、学校の管理職は、直ちに関係する児童生徒や教員等から状況を聴取し、その結果を教育委員会へ報告するとともに、被害児童生徒の受けた心身の苦痛等を踏まえ、その回復のため真摯に対応すること。また、教育委員会は、学校からの体罰等の発生の報告を受け、事実関係の正確な把握など必要な対応を迅速に行うこと。

加えて、県費負担教職員の服務監督権者である市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会に事案及び対応措置を報告すること。

(3) 事案に応じた厳正な処分等

教育委員会は、体罰を行ったと判断された教員等については、客観的な事実関係に基づき、厳正な処分等を行うこと。特に、以下の場合は、より厳重な処分を行う必要があること。

- ①教員等が児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合
- ②教員等が児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合
- ③体罰を起こした教員等が体罰を行った事実を隠蔽した場合等

3. 再発防止

教育委員会及び学校は、実態把握の結果を踏まえ、体罰発生の背景や傾向を考察の上、再発防止策を適切に講じること。体罰を起こした教員等に対しては、二度と繰り返すことのないよう、体罰を起こした原因等を踏まえた研修等を行うなど、再発防止を徹底すること。

〈担当〉

【児童生徒の体罰に関する考え方について】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係

電話03 (5253) 4111 (内線3298) E-mail s-shidou@mext.go.jp

【教職員の服務について】

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係

電話03 (5253) 4111 (内線2358) E-mail syoto@mext.go.jp

【運動部活動について】

スポーツ・青少年局体育参事官付事業係

電話03 (5253) 4111 (内線2649) E-mail taiikuss@mext.go.jp

体罰の実態把握について（第2次報告）

平成25年8月9日（金）

1. 趣旨 児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、平成25年1月23日付初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知により各都道府県・指定都市教育委員会等に対して依頼したもの。
（高等専門学校については平成25年3月19日付高等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知）
2. 対象 国公立の小学校、中学校、高等学校（通信制を除く）、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
3. 報告項目 平成24年度に発生した体罰の状況
4. 留意事項 ・ 平成25年4月26日に第1次報告として公立学校における体罰の状況について暫定的に結果を公表しているが、今回の第2次報告は、この第1次報告で報告した事案も含めた、国公立学校に係る最終的な集計結果。児童生徒や保護者への調査など、正確な実態把握のために各地域で手法を工夫して行った調査の結果、新たに把握された事案についても、この第2次報告で集計している。

5. 調査結果

(1) 平成24年度における体罰の状況(国公立合計)

区 分	①発生学校数	②発生件数
小学校	1,181	1,559
中学校	1,729	2,805
高等学校	1,190	2,272
中等教育学校	4	11
特別支援学校	38	47
高等専門学校	10	27
合 計	4,152	6,721

(2) 平成24年度における体罰の状況(公立)

区 分	①発生学校数	②発生件数	うち懲戒処分等を行った件数			うち懲戒処分等を検討している件数
			懲戒処分	訓告等		
小学校	1,155	1,518	783	20	763	735
中学校	1,605	2,552	1,356	68	1,288	1,196
高等学校	805	1,297	588	70	518	709
中等教育学校	1	2	0	0	0	2
特別支援学校	37	46	25	4	21	21
合 計	3,603	5,415	2,752	162	2,590	2,663

(3) 平成24年度における体罰の状況(国立)

区 分	①発生学校数	②発生件数
小学校	8	11
中学校	7	7
高等学校	1	1
中等教育学校	0	0
特別支援学校	1	1
合 計	17	20

(4) 平成24年度における体罰の状況(私立)

区 分	①発生学校数	②発生件数
小学校	18	30
中学校	117	246
高等学校	384	974
中等教育学校	3	9
特別支援学校	0	0
合 計	522	1,259

6. 平成24年度における体罰の状況(国公立合計)

①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	1,181校	21,460校	5.50%
中学校	1,729校	10,699校	16.16%
高等学校	1,190校	5,022校	23.70%
中等教育学校	4校	49校	8.16%
特別支援学校	38校	1,059校	3.59%
高等専門学校	10校	57校	17.54%
合計	4,152校	38,346校	10.83%

②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	1,559件	418,707人	0.37%
中学校	2,805件	253,753人	1.11%
高等学校	2,272件	249,250人	0.91%
中等教育学校	11件	2,207人	0.50%
特別支援学校	47件	82,779人	0.06%
高等専門学校	27件	4,337人	0.62%
合計	6,721件	1,011,033人	0.66%

③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	2,717人	6,764,619人	0.04%
中学校	5,853人	3,552,663人	0.16%
高等学校	5,508人	3,355,609人	0.16%
中等教育学校	11人	28,644人	0.04%
特別支援学校	85人	129,994人	0.07%
高等専門学校	34人	55,243人	0.06%
合計	14,208人	13,886,772人	0.10%

④体罰時の状況 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
(1)場面	授業中	922 (59.1%)	687 (24.5%)	483 (21.3%)	3 (27.3%)	27 (57.4%)	14 (51.9%)	2,136 (31.8%)
	放課後	72 (4.6%)	323 (11.5%)	242 (10.7%)	1 (9.1%)	4 (8.5%)	2 (7.4%)	644 (9.6%)
	休み時間	267 (17.1%)	324 (11.6%)	203 (8.9%)	0 (0.0%)	5 (10.6%)	3 (11.1%)	802 (11.9%)
	部活動	21 (1.3%)	1,073 (38.3%)	948 (41.7%)	1 (9.1%)	2 (4.3%)	2 (7.4%)	2,047 (30.5%)
	学校行事	45 (2.9%)	74 (2.6%)	137 (6.0%)	5 (45.5%)	2 (4.3%)	2 (7.4%)	265 (3.9%)
	ホームルーム	62 (4.0%)	82 (2.9%)	77 (3.4%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	223 (3.3%)
	その他	170 (10.9%)	242 (8.6%)	182 (8.0%)	1 (9.1%)	5 (10.6%)	4 (14.8%)	604 (9.0%)
(2)場所	教室	1,050 (67.4%)	730 (26.0%)	532 (23.4%)	4 (36.4%)	26 (55.3%)	10 (37.0%)	2,352 (35.0%)
	職員室	2 (0.1%)	45 (1.6%)	95 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.4%)	144 (2.1%)
	運動場・体育館	215 (13.8%)	1,136 (40.5%)	964 (42.4%)	2 (18.2%)	6 (12.8%)	10 (37.0%)	2,333 (34.7%)
	生徒指導室	7 (0.4%)	95 (3.4%)	58 (2.6%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	161 (2.4%)
	廊下・階段	161 (10.3%)	355 (12.7%)	194 (8.5%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	712 (10.6%)
	その他	124 (8.0%)	444 (15.8%)	429 (18.9%)	5 (45.5%)	12 (25.5%)	5 (18.5%)	1,019 (15.2%)

⑤体罰の態様 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
素手で殴る	876 (56.2%)	1,698 (60.6%)	1,489 (65.5%)	9 (81.8%)	19 (40.4%)	10 (37.0%)	4,101 (61.0%)
棒などで殴る	68 (4.4%)	152 (5.4%)	127 (5.6%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	4 (14.8%)	353 (5.3%)
蹴る	141 (9.0%)	292 (10.4%)	177 (7.8%)	1 (9.1%)	3 (6.4%)	3 (11.1%)	617 (9.2%)
投げる・転倒させる	52 (3.3%)	94 (3.4%)	31 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	1 (3.7%)	179 (2.7%)
殴る及び蹴る等	37 (2.4%)	207 (7.4%)	164 (7.2%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	410 (6.1%)
その他	385 (24.7%)	362 (12.9%)	284 (12.5%)	1 (9.1%)	20 (42.6%)	9 (33.3%)	1,061 (15.8%)

⑥被害の状況 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
骨折・捻挫など	7 (0.4%)	26 (0.9%)	7 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (0.6%)
鼓膜損傷	4 (0.3%)	26 (0.9%)	35 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	65 (1.0%)
外傷	42 (2.7%)	99 (3.5%)	59 (2.6%)	0 (0.0%)	3 (6.4%)	4 (14.8%)	207 (3.1%)
打撲	108 (6.9%)	224 (8.0%)	143 (6.3%)	1 (9.1%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	478 (7.1%)
鼻血	15 (1.0%)	37 (1.3%)	39 (1.7%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	93 (1.4%)
髪を切られる	0 (0.0%)	4 (0.1%)	8 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	13 (0.2%)
その他	61 (3.9%)	92 (3.3%)	65 (2.9%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	220 (3.3%)
傷害なし	1,322 (84.8%)	2,297 (81.9%)	1,916 (84.3%)	10 (90.9%)	37 (78.7%)	23 (85.2%)	5,605 (83.4%)

⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可) 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
児童生徒の訴え	615 (39.4%)	1,204 (42.9%)	851 (37.5%)	9 (81.8%)	8 (17.0%)	13 (48.1%)	2,700 (40.2%)
保護者の訴え	812 (52.1%)	999 (35.6%)	512 (22.5%)	7 (63.6%)	15 (31.9%)	0 (0.0%)	2,345 (34.9%)
教員の申告	668 (42.8%)	1,469 (52.4%)	1,222 (53.8%)	6 (54.5%)	25 (53.2%)	9 (33.3%)	3,399 (50.6%)
第三者の通報	126 (8.1%)	338 (12.1%)	246 (10.8%)	1 (9.1%)	10 (21.3%)	3 (11.1%)	724 (10.8%)
その他	44 (2.8%)	74 (2.6%)	96 (4.2%)	0 (0.0%)	4 (8.5%)	10 (37.0%)	228 (3.4%)

⑧体罰事案の把握の手法 (複数回答可) 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	合 計
当事者教員	1,542 (98.9%)	2,766 (98.6%)	2,214 (97.4%)	11 (100.0%)	47 (100.0%)	22 (81.5%)	6,602 (98.3%)
その他教員	247 (15.8%)	518 (18.5%)	331 (14.6%)	2 (18.2%)	22 (46.8%)	4 (14.8%)	1,124 (16.7%)
被害児童生徒	1,009 (64.7%)	1,937 (69.1%)	1,572 (69.2%)	10 (90.9%)	21 (44.7%)	13 (48.1%)	4,562 (68.0%)
その他児童生徒	261 (16.7%)	454 (16.2%)	425 (18.7%)	0 (0.0%)	6 (12.8%)	17 (63.0%)	1,163 (17.3%)
保護者	774 (49.6%)	1,095 (39.1%)	630 (27.7%)	4 (36.4%)	14 (29.8%)	0 (0.0%)	2,517 (37.5%)
その他	38 (2.4%)	61 (2.2%)	34 (1.5%)	0 (0.0%)	3 (6.4%)	0 (0.0%)	136 (2.0%)

7. 平成24年度における体罰の状況(公立)

①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	1,155校	21,166校	5.46%
中学校	1,605校	9,860校	16.28%
高等学校	805校	3,688校	21.83%
中等教育学校	1校	28校	3.57%
特別支援学校	37校	1,000校	3.70%
合計	3,603校	35,742校	10.08%

②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	1,518件	412,154人	0.37%
中学校	2,552件	237,139人	1.08%
高等学校	1,297件	188,476人	0.69%
中等教育学校	2件	1,339人	0.15%
特別支援学校	46件	80,924人	0.06%
合計	5,415件	920,032人	0.59%

③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	2,665人	6,642,721人	0.04%
中学校	5,449人	3,269,759人	0.17%
高等学校	3,768人	2,328,102人	0.16%
中等教育学校	2人	17,648人	0.01%
特別支援学校	84人	126,159人	0.07%
合計	11,968人	12,384,389人	0.10%

④体罰時の状況 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
(1)場面	授業中	904 (59.6%)	594 (23.3%)	272 (21.0%)	1 (50.0%)	26 (56.5%)	1,797 (33.2%)
	放課後	69 (4.5%)	293 (11.5%)	116 (8.9%)	0 (0.0%)	4 (8.7%)	482 (8.9%)
	休み時間	256 (16.9%)	283 (11.1%)	110 (8.5%)	0 (0.0%)	5 (10.9%)	654 (12.1%)
	部活動	21 (1.4%)	1,023 (40.1%)	576 (44.4%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	1,622 (30.0%)
	学校行事	43 (2.8%)	66 (2.6%)	76 (5.9%)	1 (50.0%)	2 (4.3%)	188 (3.5%)
	ホームルーム	59 (3.9%)	74 (2.9%)	43 (3.3%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	178 (3.3%)
	その他	166 (10.9%)	219 (8.6%)	104 (8.0%)	0 (0.0%)	5 (10.9%)	494 (9.1%)
(2)場所	教室	1,031 (67.9%)	623 (24.4%)	292 (22.5%)	1 (50.0%)	25 (54.3%)	1,972 (36.4%)
	職員室	2 (0.1%)	35 (1.4%)	53 (4.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	90 (1.7%)
	運動場・体育館	209 (13.8%)	1,075 (42.1%)	566 (43.6%)	0 (0.0%)	6 (13.0%)	1,856 (34.3%)
	生徒指導室	7 (0.5%)	90 (3.5%)	32 (2.5%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	130 (2.4%)
	廊下・階段	152 (10.0%)	322 (12.6%)	106 (8.2%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	582 (10.7%)
	その他	117 (7.7%)	407 (15.9%)	248 (19.1%)	1 (50.0%)	12 (26.1%)	785 (14.5%)

⑤体罰の態様 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
素手で殴る	853 (56.2%)	1,537 (60.2%)	806 (62.1%)	0 (0.0%)	19 (41.3%)	3,215 (59.4%)
棒などで殴る	65 (4.3%)	140 (5.5%)	91 (7.0%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	298 (5.5%)
蹴る	141 (9.3%)	270 (10.6%)	104 (8.0%)	1 (50.0%)	3 (6.5%)	519 (9.6%)
投げる・転倒させる	51 (3.4%)	91 (3.6%)	11 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	154 (2.8%)
殴る及び蹴る等	36 (2.4%)	201 (7.9%)	127 (9.8%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	366 (6.8%)
その他	372 (24.5%)	313 (12.3%)	158 (12.2%)	1 (50.0%)	19 (41.3%)	863 (15.9%)

⑥被害の状況 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
骨折・捻挫など	7 (0.5%)	26 (1.0%)	4 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	37 (0.7%)
鼓膜損傷	4 (0.3%)	25 (1.0%)	18 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	47 (0.9%)
外傷	42 (2.8%)	91 (3.6%)	38 (2.9%)	0 (0.0%)	3 (6.5%)	174 (3.2%)
打撲	102 (6.7%)	201 (7.9%)	64 (4.9%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	369 (6.8%)
鼻血	14 (0.9%)	34 (1.3%)	24 (1.9%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	74 (1.4%)
髪を切られる	0 (0.0%)	2 (0.1%)	5 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	8 (0.1%)
その他	58 (3.8%)	85 (3.3%)	33 (2.5%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	178 (3.3%)
傷害なし	1,291 (85.0%)	2,088 (81.8%)	1,111 (85.7%)	2 (100.0%)	36 (78.3%)	4,528 (83.6%)

⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可) 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
児童生徒の訴え	601 (39.6%)	1,085 (42.5%)	563 (43.4%)	1 (50.0%)	8 (17.4%)	2,258 (41.7%)
保護者の訴え	794 (52.3%)	933 (36.6%)	312 (24.1%)	1 (50.0%)	14 (30.4%)	2,054 (37.9%)
教員の申告	654 (43.1%)	1,349 (52.9%)	669 (51.6%)	0 (0.0%)	25 (54.3%)	2,697 (49.8%)
第三者の通報	122 (8.0%)	313 (12.3%)	161 (12.4%)	1 (50.0%)	10 (21.7%)	607 (11.2%)
その他	43 (2.8%)	54 (2.1%)	37 (2.9%)	0 (0.0%)	4 (8.7%)	138 (2.5%)

⑧体罰事案の把握の手法 (複数回答可) 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
当事者教員	1,506 (99.2%)	2,542 (99.6%)	1,295 (99.8%)	2 (100.0%)	46 (100.0%)	5,391 (99.6%)
その他教員	242 (15.9%)	480 (18.8%)	192 (14.8%)	0 (0.0%)	21 (45.7%)	935 (17.3%)
被害児童生徒	989 (65.2%)	1,792 (70.2%)	1,046 (80.6%)	2 (100.0%)	20 (43.5%)	3,849 (71.1%)
その他児童生徒	254 (16.7%)	412 (16.1%)	288 (22.2%)	0 (0.0%)	6 (13.0%)	960 (17.7%)
保護者	758 (49.9%)	1,025 (40.2%)	407 (31.4%)	2 (100.0%)	13 (28.3%)	2,205 (40.7%)
その他	35 (2.3%)	56 (2.2%)	16 (1.2%)	0 (0.0%)	3 (6.5%)	110 (2.0%)

県市名	①発生学校数 (再掲)	②発生件数 (再掲)	懲戒処分の種類				小計	訓告等	論旨免職	合計	処分等検討中					
			免職	停職	減給	戒告										
北海道	81	90			9	4	13	(1)		13	(1)	77				
青森県	72	110			2	3	5	8	(3)			13	(3)	97		
岩手県	41	64						29	(15)			29	(15)	35		
宮城県	48	79			2	2	4	65	(24)			69	(24)	10		
秋田県	21	22			3	(1)	3	19	(13)			22	(14)			
山形県	73	115												115		
福島県	35	43			1	2	3	12				15		28		
茨城県	88	122						10	(10)			10	(10)	112		
栃木県	82	116			3	1	4	12	(4)			16	(4)	100		
群馬県	124	159				1	1	158	(125)			159	(125)			
埼玉県	56	62		1	2	1	4	56	(28)			60	(28)	2		
千葉県	69	79		1	1	3	(1)	19	(21)			24	(22)	55		
東京都	123	155			3		3	33	(6)			36	(6)	119		
神奈川県	93	117		1	1	1	(2)	3	(2)			19	(18)	98		
新潟県	19	20				1	1	1				2		18		
富山県	35	50						1				1		49		
石川県	29	37			1	3	4	28	(9)			32	(9)	5		
福井県	10	14				3	3	11	(8)			14	(8)			
山梨県	35	38				2	2	20	(22)			22	(22)	16		
長野県	39	52		2	6	(4)	1	(1)	9	(5)		14	(11)	38		
岐阜県	53	66			1		1	65	(43)			66	(43)			
静岡県	99	146			1		1	91	(14)			92	(14)	54		
愛知県	112	154		1	(1)	5	6	(1)	148	(49)		154	(50)			
三重県	133	207						176	(41)			176	(41)	31		
滋賀県	25	34				1	1	32	(2)			33	(2)	1		
京都府	31	40			1	7	8	32	(25)			40	(25)			
大阪府	60	103		5	14	(2)	6	25	(2)			98	(27)	5		
兵庫県	96	123			4	2	6	14	(1)			20	(1)	103		
奈良県	30	39		1	4	(1)	(1)	5	(1)	33	(12)	39	(13)			
和歌山県	78	128			1	(1)	1	(1)	127	(59)		128	(60)			
鳥取県	34	39			1	1	2	30	(8)			32	(8)	7		
島根県	27	33						27	(7)			27	(7)	6		
岡山県	81	129				2	2	3	(2)			5	(2)	124		
広島県	28	29				2	2	17	(1)			19	(1)	10		
山口県	46	56						3				3		53		
徳島県	23	26		1		3	(1)	4	(1)	22	(5)	26	(6)			
香川県	33	39			2	1	(1)	3	(1)	7	(3)	10	(4)	29		
愛媛県	83	142						142	(124)			142	(124)			
高知県	28	37			1	1	2	33	(23)			35	(23)	2		
福岡県	154	235			2		2	94	(50)			96	(50)	139		
佐賀県	30	42						31	(18)			31	(18)	11		
長崎県	187	452			1	(1)	1	(1)	433	(20)		434	(21)	18		
熊本県	52	79			1	1	2	16	(13)			18	(13)	61		
大分県	185	382						14	(17)			14	(17)	368		
宮崎県	63	92	1			2	(1)	3	(1)	18	(20)	21	(21)	71		
鹿児島県	58	82			2	2	4	76	(33)			80	(33)	2		
沖縄県	84	153						153	(116)			153	(116)			
札幌市	23	23						1				1		22		
仙台市	43	63						3				3		60		
さいたま市	6	6			1	1	2	4	(6)			6	(6)			
千葉市	12	12						6				6		6		
川崎市	3	3						1				1		2		
横浜市	21	24						12	(12)			12	(12)	12		
相模原市	1	1												1		
新潟市	4	8						8	(8)			8	(8)			
静岡市	21	23						1				1		22		
浜松市	4	4						4	(4)			4	(4)			
名古屋市	26	30						30	(9)			30	(9)			
京都市	35	54				1	1	18				19		35		
大阪市	167	325	1	2	2	1	6	37				43		282		
堺市	5	6						1				1		5		
神戸市	48	78	1		2	(1)	3	(1)				3	(2)	75		
岡山市	19	24						24				24				
広島市	9	14			1		1	3				4		10		
北九州市	28	35						13	(1)			13	(1)	22		
福岡市	11	14				1	1	6	(5)			7	(5)	7		
熊本市	31	37						4	(4)			4	(4)	33		
合計	3,603	5,415	3	15	76	(8)	68	(11)	162	(19)	2,589	(1,092)	1	2,752	(1,111)	2,663

注1 ()内は監督者責任で外数

8. 平成24年度における体罰の状況(国立)

①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	8校	74校	10.81%
中学校	7校	73校	9.59%
高等学校	1校	15校	6.67%
中等教育学校	0校	4校	0.00%
特別支援学校	1校	45校	2.22%
合計	17校	211校	8.06%

②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	11件	1,848人	0.60%
中学校	7件	1,629人	0.43%
高等学校	1件	589人	0.17%
中等教育学校	0件	187人	0.00%
特別支援学校	1件	1,532人	0.07%
合計	20件	5,785人	0.35%

③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	12人	43,257人	0.03%
中学校	6人	31,580人	0.02%
高等学校	6人	8,615人	0.07%
中等教育学校	0人	2,859人	0.00%
特別支援学校	1人	3,056人	0.03%
合計	25人	89,367人	0.03%

④体罰時の状況 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
(1)場面	授業中	5 (45.5%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	8 (40.0%)
	放課後	1 (9.1%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)
	休み時間	3 (27.3%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)
	部活動	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
	学校行事	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	ホームルーム	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	その他	2 (18.2%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (15.0%)
(2)場所	教室	3 (27.3%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	8 (40.0%)
	職員室	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	運動場・体育館	3 (27.3%)	1 (14.3%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)
	生徒指導室	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	廊下・階段	4 (36.4%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)
	その他	1 (9.1%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)

⑤体罰の態様 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
素手で殴る	6 (54.5%)	3 (42.9%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (50.0%)
棒などで殴る	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
蹴る	0 (0.0%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)
投げる・転倒させる	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
殴る及び蹴る等	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
その他	4 (36.4%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	6 (30.0%)

⑥被害の状況 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
骨折・捻挫など	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
鼓膜損傷	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
外傷	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打撲	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
鼻血	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
髪を切られる	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
傷害なし	9 (81.8%)	6 (85.7%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	17 (85.0%)

⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可) 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
児童生徒の訴え	4 (36.4%)	4 (57.1%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (45.0%)
保護者の訴え	4 (36.4%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	8 (40.0%)
教員の申告	5 (45.5%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (35.0%)
第三者の通報	2 (18.2%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (15.0%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

⑧体罰事案の把握の手法 (複数回答可) 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区 分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合 計
当事者教員	11 (100.0%)	7 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	20 (100.0%)
その他教員	3 (27.3%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	6 (30.0%)
被害児童生徒	4 (36.4%)	4 (57.1%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	10 (50.0%)
その他児童生徒	4 (36.4%)	3 (42.9%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)
保護者	2 (18.2%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	8 (40.0%)
その他	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)

9. 平成24年度における体罰の状況(私立)

①発生学校数 注 発生率は、体罰の発生学校数を学校数で割ったもの。

	発生学校数A	学校数B	発生率(A/B)
小学校	18校	220校	8.18%
中学校	117校	766校	15.27%
高等学校	384校	1,319校	29.11%
中等教育学校	3校	17校	17.65%
特別支援学校	0校	14校	0.00%
合計	522校	2,336校	22.35%

②発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を本務教員数で割ったもの。

	発生件数A	本務教員数B	発生率(A/B)
小学校	30件	4,705人	0.64%
中学校	246件	14,985人	1.64%
高等学校	974件	60,185人	1.62%
中等教育学校	9件	681人	1.32%
特別支援学校	0件	323人	0.00%
合計	1,259件	80,879人	1.56%

③被害を受けた児童生徒人数 注 発生率は、体罰の被害児童生徒数を児童生徒数で割ったもの。

	被害児童生徒数A	児童生徒数B	発生率(A/B)
小学校	40人	78,641人	0.05%
中学校	398人	251,324人	0.16%
高等学校	1,734人	1,018,892人	0.17%
中等教育学校	9人	8,137人	0.11%
特別支援学校	0人	779人	0.00%
合計	2,181人	1,357,773人	0.16%

④体罰時の状況 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	
(1)場面	授業中	13 (43.3%)	91 (37.0%)	211 (21.7%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	317 (25.2%)
	放課後	2 (6.7%)	27 (11.0%)	126 (12.9%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	156 (12.4%)
	休み時間	8 (26.7%)	40 (16.3%)	93 (9.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	141 (11.2%)
	部活動	0 (0.0%)	50 (20.3%)	371 (38.1%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	422 (33.5%)
	学校行事	2 (6.7%)	8 (3.3%)	61 (6.3%)	4 (44.4%)	0 (0.0%)	75 (6.0%)
	ホームルーム	3 (10.0%)	8 (3.3%)	34 (3.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	45 (3.6%)
	その他	2 (6.7%)	22 (8.9%)	78 (8.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	103 (8.2%)
(2)場所	教室	16 (53.3%)	103 (41.9%)	240 (24.6%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	362 (28.8%)
	職員室	0 (0.0%)	10 (4.1%)	42 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	52 (4.1%)
	運動場・体育館	3 (10.0%)	60 (24.4%)	397 (40.8%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	462 (36.7%)
	生徒指導室	0 (0.0%)	5 (2.0%)	26 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	31 (2.5%)
	廊下・階段	5 (16.7%)	32 (13.0%)	88 (9.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	125 (9.9%)
	その他	6 (20.0%)	36 (14.6%)	181 (18.6%)	4 (44.4%)	0 (0.0%)	227 (18.0%)

⑤体罰の態様 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
素手で殴る	17 (56.7%)	158 (64.2%)	682 (70.0%)	9 (100.0%)	0 (0.0%)	866 (68.8%)
棒などで殴る	3 (10.0%)	12 (4.9%)	36 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	51 (4.1%)
蹴る	0 (0.0%)	20 (8.1%)	73 (7.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	93 (7.4%)
投げる・転倒させる	1 (3.3%)	2 (0.8%)	20 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (1.8%)
殴る及び蹴る等	0 (0.0%)	6 (2.4%)	37 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (3.4%)
その他	9 (30.0%)	48 (19.5%)	126 (12.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	183 (14.5%)

⑥被害の状況 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
骨折・捻挫など	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)
鼓膜損傷	0 (0.0%)	1 (0.4%)	17 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (1.4%)
外傷	0 (0.0%)	8 (3.3%)	21 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (2.3%)
打撲	5 (16.7%)	23 (9.3%)	79 (8.1%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	108 (8.6%)
鼻血	1 (3.3%)	2 (0.8%)	15 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (1.4%)
髪を切られる	0 (0.0%)	2 (0.8%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.4%)
その他	2 (6.7%)	7 (2.8%)	32 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	41 (3.3%)
傷害なし	22 (73.3%)	203 (82.5%)	804 (82.5%)	8 (88.9%)	0 (0.0%)	1,037 (82.4%)

⑦体罰事案の把握のきっかけ (複数回答可) 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
児童生徒の訴え	10 (33.3%)	115 (46.7%)	287 (29.5%)	8 (88.9%)	0 (0.0%)	420 (33.4%)
保護者の訴え	14 (46.7%)	63 (25.6%)	200 (20.5%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)	283 (22.5%)
教員の申告	9 (30.0%)	118 (48.0%)	553 (56.8%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)	686 (54.5%)
第三者の通報	2 (6.7%)	24 (9.8%)	85 (8.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	111 (8.8%)
その他	1 (3.3%)	20 (8.1%)	59 (6.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	80 (6.4%)

⑧体罰事案の把握の手法 (複数回答可) 注（ ）は、区分ごとの発生件数に対する割合

区分	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
当事者教員	25 (83.3%)	217 (88.2%)	918 (94.3%)	9 (100.0%)	0 (0.0%)	1,169 (92.9%)
その他教員	2 (6.7%)	36 (14.6%)	139 (14.3%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	179 (14.2%)
被害児童生徒	16 (53.3%)	141 (57.3%)	525 (53.9%)	8 (88.9%)	0 (0.0%)	690 (54.8%)
その他児童生徒	3 (10.0%)	39 (15.9%)	136 (14.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	178 (14.1%)
保護者	14 (46.7%)	65 (26.4%)	223 (22.9%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	304 (24.1%)
その他	1 (3.3%)	5 (2.0%)	18 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	24 (1.9%)

体罰の発生率(分母を兼務教員(非常勤講師等)を含めた「教員数」とした場合)

○国公立学校:発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を教員数(兼務教員(非常勤講師等)を含む)で割ったもの。

	発生件数A	教員数C	発生率(A/C)
小学校	1,559件	449,505人	0.35%
中学校	2,805件	292,368人	0.96%
高等学校	2,272件	320,450人	0.71%
中等教育学校	11件	2,955人	0.37%
特別支援学校	47件	87,204人	0.05%
高等専門学校	27件	6,500人	0.42%
合計	6,721件	1,158,982人	0.58%

○公立学校:発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を教員数(兼務教員(非常勤講師等)を含む)で割ったもの。

	発生件数A	教員数C	発生率(A/C)
小学校	1,518件	441,039人	0.34%
中学校	2,552件	259,711人	0.98%
高等学校	1,297件	225,020人	0.58%
中等教育学校	2件	1,760人	0.11%
特別支援学校	46件	85,040人	0.05%
合計	5,415件	1,012,570人	0.53%

○国立学校:発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を教員数(兼務教員(非常勤講師等)を含む)で割ったもの。

	発生件数A	教員数C	発生率(A/C)
小学校	11件	2,401人	0.46%
中学校	7件	2,454人	0.29%
高等学校	1件	962人	0.10%
中等教育学校	0件	286人	0.00%
特別支援学校	1件	1,795人	0.06%
合計	20件	7,898人	0.25%

○私立学校:発生件数 注 発生率は、体罰の発生件数を教員数(兼務教員(非常勤講師等)を含む)で割ったもの。

	発生件数A	教員数C	発生率(A/C)
小学校	30件	6,065人	0.49%
中学校	246件	30,203人	0.81%
高等学校	974件	94,468人	1.03%
中等教育学校	9件	909人	0.99%
特別支援学校	0件	369人	0.00%
合計	1,259件	132,014人	0.95%

○ 「部活動指導等の在り方検討委員会」設置要綱

平成 25 年 3 月 29 日
教 育 長 決 定

(設置)

第 1 部活動指導における、顧問教諭等による生徒への体罰の実態が明るみになったことを受け、学校の部活動指導等における体罰（セクシュアル・ハラスメント、暴言や不適切な指導を含む。）のない、指導の在り方を推進していくため、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）に「部活動指導等の在り方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会は、部活動等に関する次に掲げる事項について、検討するものとする。

- (1) 部活動指導等の現状
- (2) 問題点及び課題
- (3) 諸外国等における問題発生時の対策事例
- (4) 顧問教諭やスポーツ指導者育成の現状
- (5) 生徒の意欲を高めるスポーツ指導の在り方
- (6) 今後の指導者育成に関する制度設計

(構成)

第 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する。

- 2 委員長は、東京都教育庁教育監の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し主宰する。
- 4 副委員長は、東京都教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職務を代理する。
- 6 委員は、スポーツ団体関係者、スポーツ指導者、学識経験者、区市町村教育委員会関係者、学校教育関係者、学校体育連盟関係者、保護者、行政関係者等の中から委員長が委嘱する。
- 7 委員長は、必要に応じて関係者を特別講師として招へいし、意見を聴取することができる。

(幹事会)

第 4 委員会は、円滑な運営を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、東京都教育庁関係課長により構成する。
- 3 幹事長は、東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長（以下「体育健康教育担当課長」という。）の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し主宰する。
- 5 副幹事長は、東京都教育庁指導部主任指導主事（体育健康教育担当）（以下「主任指導主事（体育健康教育担当）」という。）の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在の時は、その職務を代理する。

(会議の公開)

第 5 委員会の会議は、原則として公開とする。

(設置期間)

第 6 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 7 委員会の事務を処理するため、東京都教育庁指導部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、体育健康教育担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局次長は、主任指導主事（体育健康教育担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局の庶務は、東京都教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○ 「部活動指導等の在り方検討委員会」委員名簿

No.	委員	職	氏名
1	委員長	東京都教育庁教育監	高野 敬三
2	副委員長	東京都教育庁指導部長	金子 一彦
3	委員	公益財団法人日本陸上競技連盟専務理事 (筑波大学人間総合科学研究科体育系教授)	尾 縣 貢
4		東京都立駒場高等学校主任教諭 (公益財団法人日本バスケットボール協会国際審判員)	須 黒 祥子
5		筑波大学人間総合科学研究科体育系教授	齋 藤 健 司
6		弁護士 (森末法律事務所)	森 末 暢 博
7		明治学院大学心理学部教授	阿 部 裕
8		国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部 診断治療 開発研究室長	松 本 俊 彦
9		公益財団法人東京都体育協会専務理事	新 井 清 博
10		墨田区教育委員会指導室長	橋 爪 昭 男
11		小金井市教育委員会指導室長	河 合 雅 彦
12		新宿区立新宿西戸山中学校長 (東京都中学校長会)	岩 永 章
13		東京都立東高等学校長 (東京都公立高等学校長協会)	野 口 敏 朗
14		大田区立大森第二中学校長 (東京都中学校体育連盟)	新 宮 領 毅
15		東京都立両国高等学校長 (東京都高等学校体育連盟)	大 井 俊 博
16		東京都スポーツ振興局スポーツ事業部長	板 垣 一 典
17		東京都公立高等学校PTA連合会前会長	南 村 和 良
18	東京都公立中学校PTA協議会顧問 (前会長)	水 上 幸 夫	

「部活動指導等の在り方検討委員会」幹事会・事務局名簿

	幹事	職	氏名
1	幹事長	東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長	鯨 岡 廣 隆
2	副幹事長	指導部主任指導主事	白 井 克 昌
3	幹事	総務部企画担当課長	矢 野 克 典
4		人事部職員課長	飯 島 昌 夫
5		指導部高等学校教育指導課長	江 本 敏 男
6		指導部義務教育特別支援教育指導課長	安 間 英 潮
7		都立学校教育部高等学校教育課長	伊 藤 彰 彦
事務局	事務局長	東京都教育庁指導部体育健康教育担当課長	鯨 岡 廣 隆
		主任指導主事 (体育健康教育担当)	白 井 克 昌
		指導企画課統括指導主事	勝 嶋 憲 子
		指導企画課指導主事	田 中 妙 美
		指導企画課指導主事	青 木 薫

○ 「部活動指導等の在り方検討委員会」検討経過

回	日程	内容
第1回	平成25年3月18日(月) 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「部活動指導等の在り方検討委員会」委員委嘱 ○ 都立学校等の部活動指導等における体罰について ○ 検討内容「体罰問題について」
第2回	平成25年4月18日(木) 都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別講演「選手のやる気を引き出す指導」 講師 佐倉アスリート倶楽部株式会社 代表取締役 小出義雄 ○ 検討内容 「部活動指導の現状と課題」
第3回	平成25年5月14日(火) 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別講演「サッカーを通して見た日本のスポーツ文化」 講師 (株) 栃木ユナイテッド 代表取締役 セルジオ越後 ○ 検討内容 「部活動指導の現状と課題」
第4回	平成25年6月28日(金) 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討内容 「体罰の概念」の検討 「原因や背景に対する総合的な対策」の検討 「処分量定の見直し」の検討
第5回	平成25年7月22日(月) 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討内容 「体罰の根絶に向けた総合的な対策」の検討
第6回	平成25年8月27日(火) 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討内容 「報告書最終案」の検討

○ 参考文献等

- ◇ 東京都スポーツ推進計画 平成 25 年 3 月 東京都スポーツ振興局
- ◇ 中学校学習指導要領保健体育編 平成 20 年 9 月 文部科学省
- ◇ 高等学校学習指導要領保健体育編 平成 21 年 12 月 文部科学省
- ◇ 体罰調査委員会報告書 平成 25 年 5 月 体罰調査委員会 東京都教育庁
- ◇ 公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン 平成 23 年 4 月 公益財団法人日本体育協会
- ◇ 21 世紀のスポーツ指導者「望ましいスポーツ指導者とは」 公益財団法人日本体育協会
- ◇ 教師の懲戒と体罰 牧征名編著 昭和 57 年 総合労働研究所 「体罰の法概念・法意識・法規範・法関係」今橋盛勝著
- ◇ 学校事故と訴訟 Q&A 平成 15 年 2 月 学校事故訴訟実務研究会編 三協法規出版
- ◇ 学校事故の責任法理 平成 16 年 6 月 奥野久雄著 法律文化社
- ◇ 脱暴力のプログラム 平成 15 年 2 月 ダニエル・J・ソンキン他 青木出版
- ◇ 身体をめぐるレッスン 4 (交錯する身体) 平成 19 年 2 月 市野川容孝他 岩波書店
- ◇ 怒りのコントロール 平成 24 年 12 月 トニー・アトウッド 明石書店
- ◇ アンダーコントロールトレーニング 平成 24 年 8 月 エマ・ウィリアムズ他 星和書店
- ◇ 大阪市教育委員会外部監察チーム報告書 平成 25 年 4 月

主な相談機関（都内）

東京都教育相談センター 03-3360-8008

東京都児童相談センター 03-3366-4152

子供の権利擁護専門相談事業 0120-874-374

警視庁少年相談室 03-3580-4970

東京都立中部総合精神保健福祉センター 03-3302-7711

東京都立精神保健福祉センター 03-3842-0946

東京都立多摩総合精神保健福祉センター 042-371-5560

◆公益通報弁護士窓口

ファクシミリ 03-3219-6779 メール tokyo@bengoshitsuho.jp

暴力・暴言

しないさせない許さない

思いやり、笑顔あふれる学校生活

 東京都教育委員会